

宮崎県体育施設協会規約

第1条 この協会は宮崎県体育施設協会(以下「協会」という)と称し、公益財団法人日本体育施設協会の支部とする。

第2条 この協会は、本県における体育施設の適正な運営について研究協議し、体育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 この規約において、体育とは、体育・スポーツ及びレクリエーションをいう。

第4条 この協会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 体育の各種団体、体育施設の管理者等の相互の連絡をはかるとともに、体育施設の適正な運営について協議する。
- (2) 体育施設の運営について、関係団体の諮問に応じ、指導助言を行う。
- (3) 体育施設の研究、調査、紹介、その他体育施設の適切な運営に関し必要な事業を行う。
- (4) 県外の体育施設管理者と連絡協議し、資料を交換する。
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 この協会の事務局は、宮崎県総合運動公園 有料公園施設の指定管理者事務所に置く。

第6条 この協会は、次にかかげる団体で組織する。

- (1) 維持会員 体育施設を有する公共団体及び民間団体
- (2) 特別会員 体育施設に関係ある事業を行う団体

第7条 この協会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、総会において推薦し決定する。

3 理事長は理事会で互選し、会長が委嘱する。

4 理事は加盟団体の中から若干名を会長が委嘱する。

5 監事は加盟団体の中から会長が委嘱する。

第8条 会長は協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は会長の定めるところにより、協会の職務を掌握する。

4 理事は理事長の定めるところにより、協会の業務を執行する。

5 監事は協会の会計及び業務を監査する。

第9条 役員任期は2か年とし再任を妨げない。ただし、補欠または増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 この協会に総会及び理事会をおく。

第11条 総会は加盟団体の代表及び役員で構成する。

2 総会は会長が召集し、その議長となる。

3 定期総会は毎年1回とし必要に応じて臨時総会を召集することができる。

第12条 次にかかげる事項は、総会の決議を得なければならない。

(1)規約の変更

(2)毎事業年度の事業計画ならびに予算及び決算

(3)その他協会の業務に関する重要事項

第13条 総会は、構成員の半数以上が出席しなければ、議事を開き決議することはできない。

ただし、当該議事につき書面をもって意志を表示したものは出席とみなす。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、協会の重要な業務について審議する。

2 理事会は必要に応じて会長が召集する。

3 第13条の規定は、理事会にも準用する。

4 会長は、理事会において審議すべき事項で、緊急を要し理事会を召集する暇がないと認めるときは、これを処理することができる。

5 会長は、前項の規定による処理については、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

第15条 この協会の経費は、次にかかげるものをもってこれにあてる。

(1)補助金

(2)負担金

(3)寄付金

(4)その他の収入

第16条 加盟団体の負担金は、総会で決議した額を納入するものとする。

第17条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和61年5月15日から施行する。

附則

この規約は、平成15年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成26年5月15日から施行する。